

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月8日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 木村奨

- 1 契約の概要  
空調機冷媒ガス漏れ修繕
- 2 履行場所  
横浜市南区永田北二丁目6番12号  
横浜市立永田小学校
- 3 契約日  
令和6年1月24日
- 4 履行日又は履行期間  
令和6年1月24日～令和6年1月29日
- 5 契約金額  
437,800円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
有限会社 イワック  
横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
永田小学校において冷媒ガス漏れにより室外機1台が作動せず、5つの教室で暖房がつかえない状況になった。室内温度の低下により学習環境が悪化するなど、学校運営に大きな影響があり早急な修繕が必要なため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
有資格者名簿の中から、「管」の資格を有しており、事案が生じた段階で速やかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管  
横浜市立永田小学校